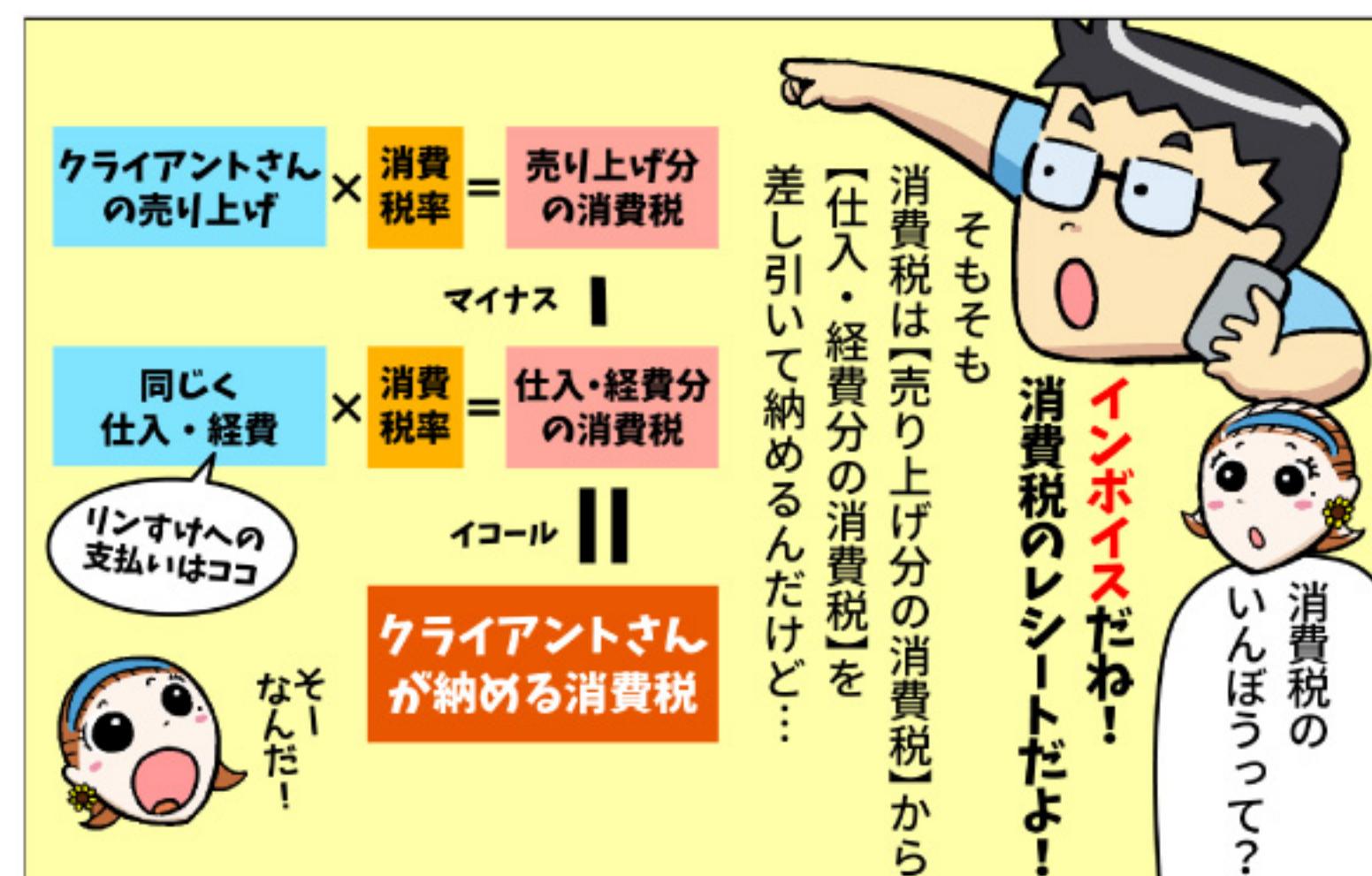
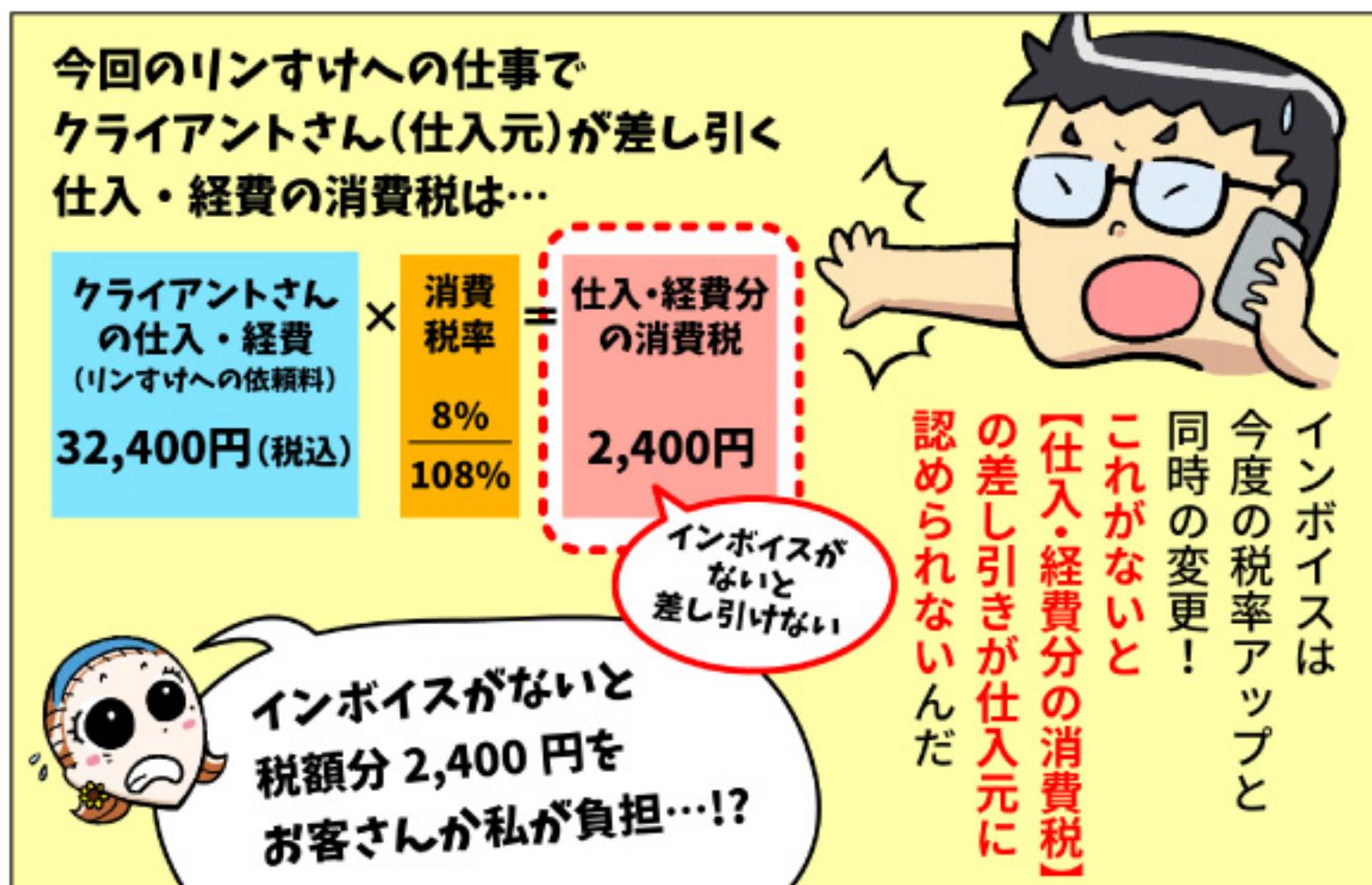




消費税「インボイス」 事業者・フリーランスの “あなた”に関係があります！！



インボイスは、取引を通じて事業者をお互いに“けん制”させることで、
消費税の免税業者に重大な二択を迫ります！

課税業者
になるか？ or

事業縮小・
廃業するか？

- ①年間売上1000万以下でも消費税を納めることに？
- ②課税業者は、免税業者と取引を続けられない？
- ③8% 10% 記帳・経理がふくざつすぎる！！

消費税インボイス①

年間売り上げ 1千万円以下でも消費税を納めることに？

消費税の免税業者は、課税業者になるか、取引をあきらめるか、消費税分を値引きするか、を迫られます。

能見 宇多江（のみ うたえ・スナック）



免税だから関係ないでは済まされない！！

飲食店、一人親方、フリーランスも免税ではいられない？

消費税の免税事業者は、登録番号が発行されず、インボイスが出せません。そのため、取引先や親請け、業務委託元から取引を断られたり、課税事業者になるよう求められたりすることが懸念されます。

赤字でも納稅が求められる消費税は、厳しい経営に追い打ちを掛ける、過酷な税金です。小規模な事業者ほど受け取ることが困難です。領収書の保存や記帳、税額計算など、分かりにくくて手間のかかる事務負担も伴います。

免税点や簡易課税は、小規模な事業者の過重な納稅協力負担を避け、最低生活を保障するよう設けられている制度です。その趣旨が、さらに生かされることこそ大切です。



消費税インボイス②

課税業者は免税業者とは取引を続けられない！？

消費税の課税業者は、本則課税の場合、仕入れ・外注・業務委託など、免税業者との取引にかかる消費税を、自分が被るか、取引先を見直すか、を迫られます。

内立 泰三（うちたて たいぞう・工務店）



本則課税業者は取引先の選別を強いられる

課税業者は、免税業者と取引できない？

消費税の課税事業者（本則）は、インボイス制度の下で、消費税の仕入控除ができるよう、取引相手が消費税課税かどうかを確認し、対策を取るよう迫られます。財務省はインボイスの目的を「納稅者同士で相互けん制を図る」と説明（全国中小業者団体連絡会交渉 2018年9月21日）。事業者を互いに監視させて、免税業者をあぶり出そうというものです。インボイスは、信頼に基づく取引関係を変質させる、まさに消費税による“いんぼう”です。業界大手はすでに、下請業者や業務委託先に「いずれ課税業者になってもらう」と圧力をかけ始めています。



8%・10%を区別する記帳・経理がふくざつ過ぎる!!

課税（本則も、簡易も）でも、免税でも、事業者はすべて、税率毎に売り上げを区分したレシートの発行を求められます。本則では、税率別に区分した記帳負担も加わります。



多部杉 万福（たべすき まんぷく・飲食店）

全事業者が10%・8%の取引を区分する

全事業者が領収書・請求書に税率別の合計額を記載 !!

すべての事業者は、消費税10%・8%の複数税率への対応を求められます。8%の適用は、食品表示法に規定する、酒類を除く食品などです。みりん風調味料は8%の一方、みりんは酒類で10%とされます。同じ食品でも、出前や弁当の持ち帰りは8%、店内飲食は10%と、線引きは複雑です。

事業者は、領収書・請求書に、2つの税率ごとに、合計額を分けて記載するよう求められます。免税や簡易課税の事業者も、お客や取引先から10%・8%に分けるよう求められれば、断ることは困難です。

本則課税の事業者はさらに、10%か、8%か、区別できるように帳簿を付けて、保存することが求められます。



そもそも、インボイスって？

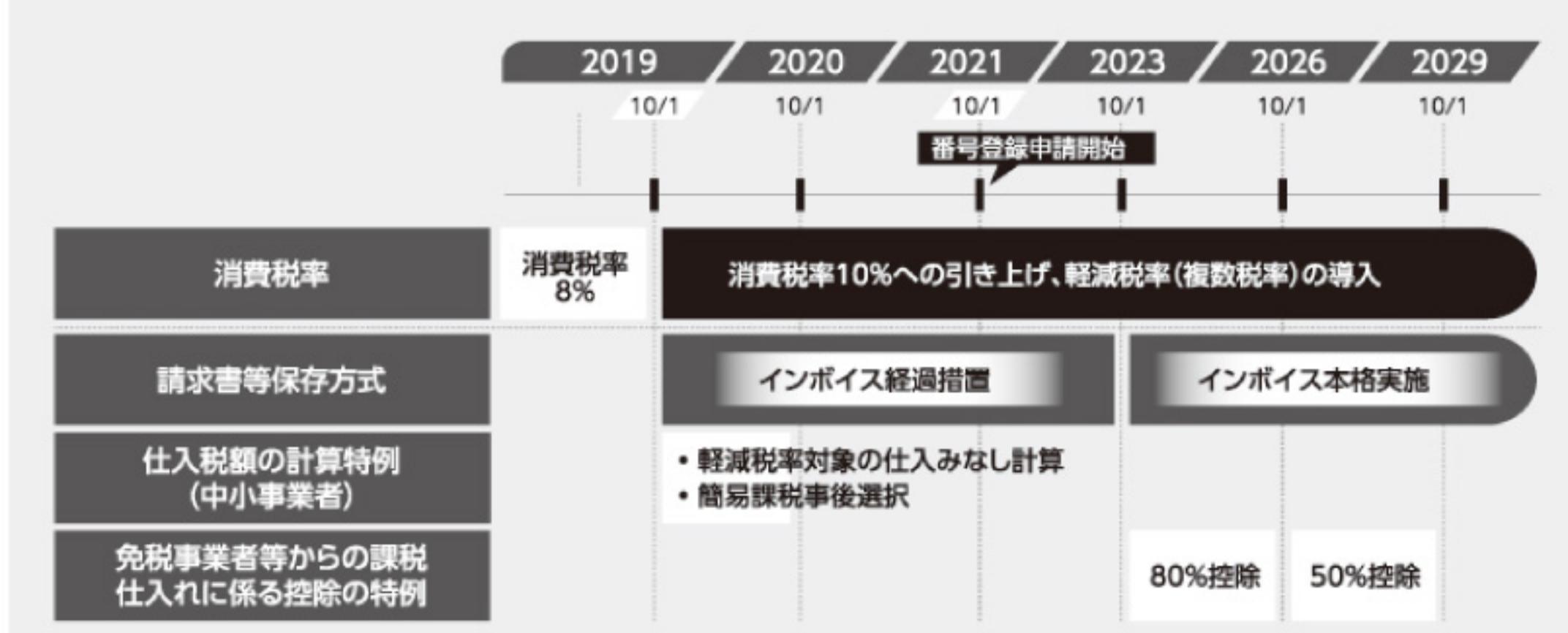
そもそも消費税は、売り上げ分の消費税から、仕入れ・経費分の消費税を差し引いて、納税額を計算します。仕入れ・経費の消費税が引けなければ、消費税の納税額は大きく膨らんでしまいます。

インボイス制度の下では、取引相手から事業者登録番号が明記されたインボイスが求められます。それがないと、取引相手は消費税の納税額から、仕入れ・経費に掛かる消費税を差し引くことが、認められなくなるからです。

インボイスは、8%と10%の税率ごとに金額をまとめた領収書・請求書です。2019年10月、消費税が10%になれば、経過措置（～23年9月30日）を経て、本格実施が始まります。



政府が狙う消費税 増税スケジュール



消費税やインボイス、どう思いますか？

業界では、メーカー各社がほぼ同時に、材料を値上げしました。値上げの先取りは「政府主導」と、聞かされています。

**長崎・東彼民商
戸崎和久さん（内装）**



インボイス実施なら「値引きか、撤退か、消費税を支払うか」だ

このままインボイス制度が実施されれば、長年の地元工務店や職人との関係が、悪化する恐れがあります。課税業者である工務店から見ると、免税事業者の私に仕事を出すと、仕入税額控除ができないため、費用が増えて利益が減ります。私の選択肢は、相手の税額控除分を値引きするか、甘んじて仕事から退くか、意に反して課税業者を選択し、消費税を支払うか、になってしまいます。

消費税が10%になれば、家を新築する人はますます減り、リフォーム工事も、余裕がある人しかできなくなってしまいます。

**岩手・北上民商 婦人部
佐藤ヒロ子さん（建築）**



「インボイスを出せるか」で選別は失礼！取引慣習もダメにする

インボイス制度になれば、お世話になっている下請業者に「お宅はインボイスを発行できますか？」といちいち確認しなければなりません。こんなことは、相手に失礼にあたると思っています。下請業者さんや職人さんは、技術や人柄、これまでの付き合いなどで決めてきました。インボイスの対応で、選別せざるを得ないということは、取引慣習を壊し、業者同士の関係をダメにします。

消費税5%増税のときは値上げせずに頑張りましたが、8%のときは、スーパーの出店などで値上げ。なんとか維持してきましたが、この先が不安です。

**岡山・玉野民商
植田幸男さん（飲食店）**



8%・10%の税率だからといって、同じ品物の値段は変えられない

うどんやお好み焼きなど、安くておいしい食べ物を販売し、お客様との楽しい触れ合いに感謝し、地域との結び付きを大事にしています。小さな店では、材料・仕入に消費税を払っても、お客様から消費税はもらっていない。煩雑さから、8%・10%の税率だからといって、同じ品物で値段を変えることはできません。そもそも消費税をもらってないので、値段を上げることは考えていません。